ΝO

処分基準(公表用)

所管部(局)·課(室) 生活衛生課

							<u> </u>	<u> </u>	<u>:) </u>	生活 衛生課			
法	令	名	興行場法					法令の番号	昭和	🛮 2 3 年法律第 1 3 7 号			
手	続	名	興行場営業 <i>0</i>)許可取	肖、営業停止(1/2)			根 拠 条 項	第6	5条			
	下記の 1 ~ 3 のいずれかに該当するとき、知事は 期間を定めての営業停止、又は 興行場の営業許可の取消、の処分を行うことができる。 1 興行場の構造設備が興行場法施行条例第 4 条で定める営業許可に係る以下の構造設備の基準に適合しなくなったとき。												
	(1)十分な換気設備が設けられていること。 (2)床面から80cmの高さにおいて20ルクス以上(映写中又は演技中の観覧室〔興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する部												
処	分をいう。〕にあっては、床面において 0.2 ルクス以上)の照度を確保できる照明設備が設けられていること。												
	(3)清掃及び排水が容易に行える構造であること。												
分	(4)窓、換気口その他開口部には、ねずみ、昆虫等が入らないようにするための必要な設備が設けられていること。												
	(5)観覧室とロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画されていること。												
基		,	次の要件を備え										
	アー興行目的に応じ十分な広さ及び高さを有していること。												
準	イ 観覧席(いす席、座席及び立見席をいう)は、入場者等の移動並びに清掃及び消毒の実施に支障を来たさないように設けられていること。												
	(7)便所は、次の要件を備えていること。												
	アー男子用・女子用に区分して設けられていること。												
	イ 観覧室が複数階にわたる場合にあっては各階ごとに設けられていること。ただし、上下階から等距離にある中間階に十分な構造設備を有する便所 を設けること等により、入場者の利便を損なわない場合はこの限りでない。												
	を設けること等により、人場者の利便を損なわない場合はこの限りでない。 ウ 床及び床面から少なくとも1mの高さまでの内壁は、不浸透性の材料で作られていること。												
					…の間とはでめて <u>単</u> 温、 更器が設けられているこ		341 € 11 .	31000.000.					
		才 水洗式	であること。た	こだし、2	公共下水道処理区域以外	_。 の区域であっ	って、かつ)浄化槽放流水の	非水角	こがない場合において、公衆復	i生上支障/	がない構	
			有するときはこ										
		力 流水式	の手洗い設備が	が設けられ	れていること。								
	(8) 喫煙所を	設ける場合は、	換気が一	十分に行われ、かつ、喫	煙所以外の <i>)</i>	∖場者が≉	川用する場所にた	ばこの	D煙が流入しない構造である。	٤.		
	2 営業者が同条例第5条に定める次の衛生措置の基準に違反したとき。(ただし、野外の興行場又は仮設若しくは臨時の興行場について、この基準によ												
	る必要がない場合、又はこの基準によることができない場合であって、かつ公衆衛生上支障がないと認められたため、この基準の一部を緩和し、又は適												
	用しないこととして許可した場合を除く。)												
	(1)換気設備、照明設備その他の設備は定期的に点検し、適正に使用できるように整備すること。												
	(2)興行時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分ごとに少なくとも10分の休憩を設けること。ただし、興行時間中に十分な												
	換気が行われる等入場者の衛生に支障がない場合を除く。												
	(3)清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔にしておくこと。												
対応	日本	聞の実施	I	処理	保健福祉事務所	交付	(早/钟)			目次			
אין נא		川の天心		处连	小连伸扯手扔刀	X17	床⊯↑	田江一寺がかり		自从			

機関

区分

弁明の機会の付与

機関

処 分 基 準 (公 表 用) <u>所管部(局)・課(室) 生 活 衛 生 課</u>

法	令 名	興行場法		<u></u>	法令の番号	昭和23年法律第137	묵			
手			消、営業停止(2/2)		根拠条項	第6条				
処 分 基 準	(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者									
対応区分	聴聞の実施 弁明の機会の	型理 付与 機関	保健福祉事務所	交付 保健社機関	畐祉事務 所		目次 NO			